

新たに米沢市立病院で勤務される皆様へ

通勤自動車の登録について

1 通勤自動車の登録について

通勤に使用する可能性がある自動車はすべて、下欄の「通勤自動車登録届」に記入し、提出してください。車両番号は正確に記入願います。通勤自動車の変更や追加があれば、その都度、総務課総務担当に届け出てください。

2 職員が使用可能な駐車場について

米沢市立病院へ通勤する方が使用可能な駐車場は、所属する部署ごとに5区画に分かれています。

※ 部署ごとの駐車区分等の詳細はオリエンテーションの際に説明しますので、**初日（4月1日）は河川敷駐車場のアスファルト部分に駐車**してください。

3 市立病院までのルートについて

別添「米沢市立病院駐車場へのルート」を参照ください。

※ 地図上、相生橋の丁字路は7時30分から8時30分までの時間帯において、東側から南側へ右折することを禁止されていますので御注意ください。

担当：米沢市立病院総務課総務担当
TEL：0238-22-2450（内線 2466）

----- キリトリ -----

記入日 年 月 日

通勤自動車登録届

通勤に使用する可能性が複数台ある場合は、もれなく記入してください。

所 属	※総務課で記入します		
氏 名	ふりがな		
車 両 情 報	登録番号	車 種	色
	(例)山形 500 よ 1234	(例)日産 ノート	(例) 白